平成２８年（フ）第２６３９号
横浜市戸塚区品濃町525番地１　東の街４－1207号
債務者　中村　裕子
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田美穂子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目29―22　下村アパート102、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市上荒田町２番１号（Ａ＆Ｔビル603号）
債務者　舞田　洋子
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　一哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月22日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
北海道帯広市東５条南17丁目２番地１　イーストシンセイ306号室
債務者　佐々木あゆみ
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　尊仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
香川県高松市扇町２丁目３番28号　ルミナス扇町103
債務者　金藤　哲也
１　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　浩之輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８７号
大分県豊後大野市千歳町柴山1167番地１　千歳ハイツエイブル
債務者　足立　憲司
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　昭一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４３４４号
大阪府八尾市末広町２丁目７番８号
債務者　伊東　　修
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５８９号
大阪府寝屋川市太秦中町33番19号
債務者　樋口　記子
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２９号
大阪市中央区安堂寺町２丁目６番11―2402号
債務者　井上なぎさこと森渚こと　森　なぎさ（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４８号
大阪府豊中市桜の町７丁目３番１―502号
債務者　田村　恵里
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２９号
大阪府寝屋川市高柳５丁目12番１号
債務者　庵野　秋吉
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６号
大阪府摂津市鳥飼八防２丁目８番10号
債務者　井上　織乃
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６号
大阪市城東区関目２丁目14番20号ヴィラ関目302、前住所大阪市城東区今福西４丁目３番７号　スペースライフ蒲生　501
債務者　大西美奈子（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７号
大阪市西淀川区花川２丁目21番３号エル201号室
債務者　松本　理沙（旧姓中里）
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７号
大阪市東住吉区矢田１丁目１番３―210号
債務者　安本　**隆**明
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９号
函館市西旭岡町１丁目30番地４　旭岡団地１―14―305
債務者　鷹　　萌子
１　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３１１号
函館市住吉町14番１号
債務者　村上　隆幸
１　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２０号
函館市港町２丁目５番15号
債務者　吹越　直人
１　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
函館地方裁判所